

Web メディアを活用した韓国市場向け情報発信事業 企画提案募集要領

Web メディアを活用した韓国市場向け情報発信事業（以下「本事業」という。）を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により企画提案を募り、応募した事業者から優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

第1 募集事項

1 案件名 Web メディアを活用した韓国市場向け情報発信事業

2 事業目的

山形県、宮城県（以下、「両県」という。）で構成する宮城・山形観光推進協議会（以下、「本協議会」という。）では、平成7年度から継続して韓国の訪日旅行者をターゲットとした誘客プロモーションを展開してきており、新型コロナウイルス感染症の影響により、両県の旅行者は一時大幅に減少したが、令和5年の宿泊旅行統計調査（観光庁）における両県の韓国からの宿泊旅行者は約2万3千人泊と、コロナ禍前の令和元年とほぼ同水準まで回復した。しかしながら、日本全国に占める両県の割合は約0.2%と、更なる誘客の拡大が見込めることから、令和6年度は、韓国の一般旅行者向けに Web メディアを活用して情報発信することで、両県の一層の認知度向上を図る。

3 契約期間

契約締結日から令和7年3月28日（金）まで

4 事業費（委託上限額）

1,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

5 業務内容

- (1) Web メディアを活用した情報発信
- (2) 広告配信の実施
- (3) 効果検証及び分析

第2 応募資格

1 企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 日本国内に事業所を有する法人であって、消費税及び地方消費税並びに地方税の全ての税目に未納がない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加

者の資格)の規定に該当する者でないこと。

- (3) 本事業の募集開始時から企画提案提出時までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領(平成9年11月1日施行)」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
- (4) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成20年11月1日施行及び山形県暴力団排除条例(平成23年山形県条例第26号))に規定する暴力団等に該当しない者であること。
- (5) 当該業務の円滑な履行ができる実施体制が整備できること。

2 上記1を満たす1事業者を代表とする複数事業者による共同提案による参加も可能とするが、その場合は全事業者が上記1を満たさなければならない。また、本協議会は代表者とのみ委託契約を行うため、その他の参加者については、代表者との委託契約(本協議会との関係においては再委託に該当)により業務を行うこと。

さらに、本事業全体の進行管理及び取りまとめ等は代表者の責任において行うものとし、代表者は、応募時に、再委託先事業者の名称、所在地、再委託内容、目的及び理由等を具体的かつ明確に記載した「再委託先事業者一覧表」(様式第5号)を提出し、委託契約締結後に本協議会と改めて再委託に関する協議を行うものとする。

なお、契約締結後、応募時に記載していなかった事業者と再委託する必要がある場合は、本協議会がやむを得ないと認めたものについてのみ再委託を可能とする。

第3 スケジュール(予定を含む)

1 企画提案募集開始	令和6年12月6日(金)
2 企画提案書作成等に関する質問受付期限	令和6年12月12日(木)
3 企画提案書作成等に関する質問回答期限	令和6年12月18日(水)
4 企画提案への参加申込期限	令和6年12月23日(月)
5 企画提案書の提出期限	令和6年12月26日(木)
6 企画提案書の選考(予定)	令和7年1月上旬
7 企画提案書の選考結果の通知(予定)	令和7年1月上旬
8 契約締結及び業務開始(予定)	令和7年1月中旬

第4 応募手続

1 企画提案書作成等に関する質問の受付

応募に関する質問を以下のとおり受け付ける。ただし、事業計画書の具体的な記載内容及び評価基準についての質問は、公平性の確保及び公正な選考の観点から一切回答しない。

- (1) 受付期限 令和6年12月12日(木)(必着)
- (2) 受付方法

イ 指定様式（様式第5号）により、電子メールにより提出すること。

ロ 電子メールアドレスは、下記のとおりとする。

kankouin@pref.miyagi.lg.jp（宮城県経済商工観光部観光戦略課インバウンド推進班）

ハ 電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない。

（3） 回答方法

各質問に対する回答は、令和6年12月18日（水）までに宮城県経済商工観光部観光戦略課のホームページに掲載する。

ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

2 企画提案への参加申込

（1） 提出書類

① 企画提案参加申込書（様式第1号） 1部

② 宣誓書（様式第2号） 1部

③ 同種・類似事業の受託実績（任意様式） 1部

④ 法人の概要（既存のパンフレットなど概要が分かるもの） 1部

（2） 提出期限 令和6年12月23日（月）午後5時まで（必着）

（3） 提出方法 持参又は郵送とする。

（4） 提出先

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8-1

宮城・山形観光推進協議会事務局 加藤

（宮城県経済商工観光部観光戦略課インバウンド推進班 宮城県庁行政庁舎14階）

3 企画提案書の提出

（1） 提出書類及び部数

① 企画提案書（任意様式。A4版。表紙と目次を除き30ページ程度、両面印刷やカラー印刷も可） 5部

② 定款等の写し 1部

③ 直近3年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書の写し） 1部

（2） 企画提案書の構成

① 表紙

② 目次

③ 現状及び課題の分析と課題解決に向けた業務実施の方向性

④ 業務の全体計画

イ 業務全体の流れ（フロー図等を用いて説明）

ロ 業務実施のスケジュール

- ⑤ 業務内容別の説明
提案内容については、提案理由を明確にし、仕様書（案）に記載の内容の他、本事業に関して必要な業務について記載すること。
 - ⑥ 業務の実施体制及び効率性
事務局の人数と役割など、事業の実施体制を記載すること。
 - ⑦ 再委託先事業者一覧表（様式第3号）
 - ⑧ 概算見積書
業務内容別に区分し、さらに実施する取組ごとに金額を記載すること。
- (3) 提出期限 令和6年12月26日（木）午後5時まで（必着）
 - (4) 提出方法 持参又は郵送とする。
 - (5) 提出先
〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8-1
宮城・山形観光推進協議会事務局 加藤
(宮城県経済商工観光部観光戦略課インバウンド推進班 宮城県庁行政庁舎14階)

第5 業務委託候補者の選考

- 1 業務委託候補者の選考（書面による選考）
本協議会が設置する選定委員会において、第6の評価基準・配点に基づき、提出書類により審査し、各委員の評価点の平均が満点の6割以上の提案者の中から、最も優れていると判断された企画提案者を本業務の受託候補者として選定する。
- 2 選定結果の通知
選定委員会での審査結果については、令和7年1月上旬に通知する予定としている。
- 3 選定結果の公表
審査終了後、全ての企画提案者名称および評価点等を公表する。ただし選定された受託候補者以外は、個別の評価点が特定できないよう配慮する。

第6 評価基準・配点

- 1 次の審査項目及び配点（合計100点）により行うものとする。
 - (1) 業務実施の方向性及び全体計画（配点10点）
業務実施の方向性・全体計画、提案全体の概要及びスケジュールは適切か。（10点）
 - (2) 事業内容（配点80点）
 - イ 掲載記事は韓国市場に訴求する内容になっているか。（20点）
 - ロ 広告配信について、活用する広告媒体は適切か。（10点）
 - ハ 広告配信について、ターゲット層は適切に選定されているか。（10点）
 - ニ 記事へのアクセス増加を狙う広告配信方法について、効果的な内容か。（20点）
 - ホ 効果検証及び分析を行うにあたり、適切に事業効果を把握できる指標（KPI）を設定されているか。（10点）

- へ 効果検証及び分析の方法は明確かつ適切か。(10点)
- (3) 業務の実施体制及び効率性(配点10点)
 - 実施体制、経費配分及び事業の効率性は適切か。(10点)

第7 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。

- 1 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合又は文意が不明である場合
- 2 本募集要領等に従っていない場合
- 3 同一の応募者が2つ以上の企画提案書を提出した場合
- 4 選考に参加しなかった場合
- 5 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合
- 6 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案を行った場合

第8 契約の締結

本企画提案に係る契約については、次により行う。

- 1 受注者の決定
 - 選定委員会において決定した業務委託候補者を優先候補者とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を行うため、優先候補者から見積書を徴収し、予算額の範囲内において契約を締結する。ただし、特別な理由により優先候補者と契約を締結できない場合は、他の提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提案者を受注者とする。
- 2 契約書及び業務の仕様の確定
 - (1) 契約書は、本協議会と受注者で協議の上作成する。
 - (2) 業務の仕様は、仕様書案に記載されている事項を基本とするが、本協議会と受注者の協議により、必要に応じて追加、変更又は削除を行うことがある。
- 3 委託金の支払条件
 - 委託金の支払い方法は、原則として業務完了後の一括払いとする。

第9 その他必要な事項

- 1 契約に関する条件等
 - (1) 成果品の利用(二次利用等)
 - 本業務による成果品の著作権は両県に帰属するものとし、また、両県は本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。
 - (2) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失及びき損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(3) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、宮城県個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）及び山形県個人情報保護条例（平成12年10月13日山形県条例第62号）を遵守しなければならない。

2 その他

- (1) 企画提案書等の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第4号）を提出すること。
- (2) 取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書等は原則として返却しない。
- (3) 提出された書類は、原則として、提出後の差替、変更及び取消は認めない。
- (4) 審査は提出された企画提案書等により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求めることがある。
- (5) 提出された企画提案書等は、行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）その他の法令の規定に基づき、開示請求があった場合、個人情報や事業情報などの非開示部分を除き、開示することとなる。
- (6) 企画提案に要する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (7) 本業務により得られた成果は、全て両県に帰属するものとする。
- (8) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (9) 本業務の実施に関して、業務委託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、本協議会と業務委託候補者で協議の上、決定する。また、業務委託の後、具体的な業務内容や進め方等については、逐次本協議会と協議することとする。